

諮問日：平成30年6月25日（平成30年度（最情）諮問第17号）

答申日：平成30年11月16日（平成30年度（最情）答申第49号）

件名：司法修習生について戒告等をする決定権者が分かる文書の不開示判断（開示対象外）に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生について戒告，修習の停止又は罷免の懲戒処分をする場合の決定権者が分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書を保有していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成30年5月24日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書に該当する文書として，「司法修習生に関する規則においてその一部改正により罷免等に関して新たに最高裁判所の権限とされた事項について」（平成29年7月19日付け最高裁判所裁判官会議議決）が存在するはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法修習生について罷免，修習の停止又は戒告をする権限は，裁判所法68条により定められており，司法修習生に関する規則は，これらの権限を定めていない。そして，苦情申出人が指摘する最高裁判所裁判官会議議決は，司法修習生に関する規則の一部改正により新たに最高裁判所の権限とされた事項につ

いてされたものであるから、本件開示申出文書に該当しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年6月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月24日 審議
- ④ 同年10月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 法令は、官報により公布されることによって広く周知が図られている上、その条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手可能であることから、取扱要綱記第1にいう司法行政文書には該当しないというべきである。そして、本件開示申出の文言からすれば、本件開示申出は法令により司法修習生について罷免、修習の停止又は戒告をする権限が与えられている者が分かる文書の開示を求めるものと解され、これに該当するものとして裁判所法68条の規定が考えられる。そうすると、法規としての裁判所法は司法行政文書に該当せず、本件開示申出文書に該当する文書を保有していない旨の最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。

苦情申出人は、特定の裁判官会議の議決を挙げて、本件開示申出文書に該当する文書が存在すると主張する。しかし、当該議決は、司法修習生に関する規則の一部改正により新たに最高裁判所の権限とされた事項についてされたものであり、司法修習生について罷免、修習の停止又は戒告をする権限を定めたものではないから、本件開示申出文書に該当しない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示

申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人